

(国内) 文化財維持・修復事業助成 Q & A (よくあるご質問)

質 問	回 答
1 申請者の資格について	
① 応募の申請者は誰ですか？	対象となる文化財の所有者が申請者となることができます。 神社、寺院等、宗教法人所有の場合などは、宗教法人の代表役員名で申請して頂きます。
② 対象となる文化財の管理者から申請することができますか？ 可能な場合に特別な手続きが必要ですか？	対象となる文化財を博物館等の第三者に寄託されている場合などは、その博物館等の管理者が申請者となって応募することができます。 但し、管理者が申請を行う場合には、予め所有者から「修復を行うこと」について承諾を得ておいて下さい。
③ 地区の自治会等の所有する文化財の場合は誰が申請者となりますか？	自治会等の会長等、代表者の方に申請者となって頂きます。
④ 個人所蔵の文化財で公開していません。修復費用について助成を応募することはできますか？	募集要項の「助成の対象」に記載の、 「私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する個人」 に該当する場合には応募することはできません。
2 助成対象について	
① どのような文化財の修復が対象となりますか？	募集要項の「助成の対象」に記載のとおり、 「日本国内に所在する、芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料）の維持・修復事業」 に助成しています。
② 文化財の指定を受けていませんが、修復事業助成を申請できますか？	指定の有無に関係なく、幅広く応募を受け付けています。 これまでも、無指定文化財の修復事業助成を数多く行ってきました。修復完了後に、国の重要文化財や地方公共団体の重要な文化財として指定を受けたケースもあります。

質 問	回 答
③ 祭礼等で使用する山車の車体、車輪の修理なども修復の対象となりますか？	祭礼等での使用により損傷する可能性が高い「消耗品」として、助成の対象にはなりません。
④ 文化財の部分的な修理でも応募できますか？	全面的な修理（本格的に解体して修理を行う等）が主たる対象となりますが、該当の文化財の価値を維持するために重要と思われる部分の修理であれば問題ありません。
⑤ 文化財のレプリカの作成を検討していますが、応募することができますか？	レプリカの作成、資料、書籍等の発行費用などは、助成対象とはしていません。
⑥ 文化財を収蔵している蔵の屋根が傷んでいる場合、屋根の葺き替え費用は助成対象になりますか？	助成対象は「美術工芸品」であり、収蔵している蔵等は「建築物」ですので対象外です。
3 申請金額について	
① 申請金額の上限はありますか？	申請金額に定額の上限は設けておりません。文化財の修復に必要となる所有者負担額が様々であることに加え所有者の負担能力も様々であることを考慮したものです。しかし、極端に高額な申請金額については、一定の助成対象件数を確保する観点から、採択を見送らざるをえない場合があります。参考までに、直近5年間で、1件当たりの助成金額の平均は約150万円、最高は421万円で400万円以上の助成は3件となっております。
② 補助率（助成金÷修復に必要な経費）に上限はありますか？	補助率に上限はありません。所有者負担となる金額のうち、財団からの助成が必要な金額を申請して下さい。 なお、指定文化財の場合には、「国、都道府県、市町村からの補助金」を予め確認して、調達できない不足額を申請して下さい。
③ 複数年事業の場合は、一連の修復費用総額で申請する必要がありますか？	助成の可否は、1年毎に判断しています。一連の修復費用総額は申請書に記載頂きますが、申請は1年分のみです。
④ 修復費用の見積もりに1万円未満の端数が生じています。助成金額の「単位」に特別な取り扱いがありますか？	助成金額は、「1万円単位」としております。 助成金に「余剰」が発生しないよう、申請金額を「1万円単位」とし、1万円未満の端数は所有者負担として下さい。

質 問	回 答
4 応募手順について	
① 修復費用の見積もりは必須ですか？	文化財の修復事業への助成ですので、必ず修復業者に見積もりをして頂いて下さい。 文化財としての価値を失わないような修復が必要ですので、文化財の修復実績のある信頼できる修復業者に見積もりをお願いして下さい。
② 文化財として指定を受けていますが、地方公共団体の窓口等（文化財課など）には事前に相談する必要がありますか？	修復する場合には「地方公共団体に連絡（相談）すること」が、文化財の指定要件となっている地方公共団体も多くあると聞いています。 また、地方公共団体からの補助金を得るには「予算手当」に時間が掛かるため、「事前相談が必須」となっている地方自治体もあるようです。
③ 修復業者を紹介してくれますか？	財団から修復業者を紹介することはしていません。 地方公共団体の窓口等（文化財課など）に相談して下さい（指定を受けていない文化財の場合も同様です）。
④ 推薦書を書いてもらえる推薦者を紹介してくれますか？	前③の回答と同様です。なお、推薦者は当該文化財の価値や修復の必要性について客観性と専門性をもって見解を述べていただける方であれば、申請者との関係性のみをもって問題とすることはございません。
⑤ 申請書に添付する「現況のカラープリント」は、いわゆる写真専用用紙に印刷したものでなければいけませんか？	「普通紙」を使用してカラー印刷されたものでも構いません。 この場合、細部の状況把握ができるように、解像度の高い状態での印刷をお願いします。
5 その他	
① 修復作業を「来年の10月～再来年の7月」で実施する予定ですが、2年間の複数年事業となりますか？	修復事業への助成期間は、助成金を財団での採否決定直後の3月下旬以降に送金しますので「3月～翌年の3月末」ですが、修復作業は採否決定後の「4月～翌年3月」を想定しています。「4月～翌年3月」の年度を跨ぐ場合は、原則として「2年の複数年事業」として「1年分」を申請して下さい。なお、修復費用が高額ではなく、修復業者への支払が年度を跨がない場合などは1年の「単年」事業として頂いても構いません。

質 問	回 答
② 修復作業をすでに開始していますが、これから申請できますか？	前①の回答でご説明のとおり、本助成の対象となる修復作業は採否決定後の「4月～翌年3月」を想定しており、申請時点ですでに修復作業を開始している当年度の修復費用については助成対象になりません。 したがって、修復作業を開始している当年度のみで修復事業が完了する場合は申請することはできません。 ただし、複数年の修復事業で翌年度も修復事業が継続する場合には、採否決定後の4月以降の修復費用を対象として申請することができます。
③ 文化財の損傷が著しいので修復を急いでいます。優先的に採択してもらえますか？	特に修復の緊急度が高いと判断される場合には、初回の申請で採択されることもあります。ただし、予算に限度がある中で、ここ数年は応募件数が増大しており、翌年以降に再度申請頂く事例が増えているのが現状です。
④ 選考基準を教えてください。	総合的な判断ですが、主なポイントとしては、 ・文化財としての重要度 ・修復の要緊急度 ・修復計画の妥当性（修復方法、修復業者の技術力などを含む） ・助成の必要度 などがあります。
⑤ （全く関連性のない）複数の文化財について、修復したいと考えていますが、同時に複数案件の申請ができますか？	応募は「1案件」毎でお願いします。修復の要緊急度、文化財の重要度を勘案頂き、優先順位の高いものから申請して下さい。
⑥ 修復事業完了後の公開に際して、助成を受けて実施したことの公表に定型文言はありますか？	定型文言はありません。「住友財団の助成を受けて修復事業を実施した」という趣旨の掲示をして頂きたいをお願いします。
⑦ 博物館や美術館で公開してもよいと考えているが、どのようにすればいいですか？	特定の博物館・美術館等がない場合は、修復に関することと合わせて地方公共団体の窓口等（文化財課など）にご相談いただくのがよいかと存じます。費用面では「修復文化財展示事業助成」の活用もご検討下さい。 芸術的、学術的に価値のある文化財は、できるだけ多くの人に鑑賞の機会が提供されることが好ましいと考えております。博物館・美術館等での公開を積極的にご検討下さい。